

医療情報取得加算に関する掲示

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

・国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年12月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認などの利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点
再診 (3月に1回)	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点

ご不明な点がございましたら、総合受付までお問合せください。

令和6年12月1日 福井総合クリニック